

VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）分野における

実証機関選定の考え方について

実証機関の公募・選定について

「環境技術実証事業」実施要領に従い、地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び対象技術分野に関連した環境法令で定める市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人及び特定非営利活動法人（以下、「公益法人等」という）を対象に実証機関を募集します。

なお、前年度までに実証機関としてモデル事業に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合は、募集期間内にその旨を書面にて実証運営機関に通知することをもって申請に代えることができます。ただし、前回申請時点から変更がある場合には、該当書類について追加提出が必要となります（資料 6 - 2 参照）。実証運営機関では、この通知を受けた場合には、WG における検討、環境省の承認の過程を省略することができます。なお、前回申請時点から大きな変更がある場合には、該当部分についてヒアリングを実施することができます。

実証機関選定の考え方について

環境技術実証事業 VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。

1. 組織・体制について

実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。

組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。

実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）、職員を実証対象機器が設置されている管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。

【申請書類】

・実証機関の実施体制に関する資料

（申請書類：別添 2、2 - 1 ~ 2 - 5）

・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料

（申請書類：別添 5 の ）

ただし、地方公共団体には別添 5 の の書類提出は求めない。

実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

【申請書類】

- ・「実証試験要領 付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。

2．技術的能力について

実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。

技術分野に関する十分な実績を有していること

- * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること

実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）

- * 公益法人あるいは特定営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

【申請書類】

- ・実証試験の実施体制に関する補足説明資料
（申請書類：別添2、2-1～2-4）
- ・実証試験に利用する機器及びその保有状況について
（申請書類：別添4）
- ・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
（申請書類：別添5の ）

ただし、地方公共団体には別添5の の書類提出は求めない。

3．公平性の確保について

実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。

実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異な

るおそれがないこと。

職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料

(申請書類：別添 5 の 、)

ただし、地方公共団体には本項目に関する書類提出は求めない。

4．公正性の確保について

特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。

実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

【申請書類】

・実証機関に必要とされる要件

(申請書類：別添 5 の 、)

ただし、地方公共団体には本項目に関する書類提出は求めない。

5．経理的基礎について

実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財政上の独立性があること。

定期的に会計監査を実施すること。

【申請書類】

・実証試験の実施体制に関する資料

(申請書類：別添 2、別添 2 - 6 ~ 2 - 7)

・実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料

(申請書類：別添 5 の)

ただし、地方公共団体には本項目に関する書類提出は求めない。

6．その他

事業の円滑な実施のため、募集機関数には上限を設けることとする。

以上